



原口 総合法律事務所

〒105-0001 東京都港区虎ノ門一丁目4番3号
KDX虎ノ門ビル 9階
Tel: 03-6205-4404 Fax: 03-6205-4405
E-mail: kharaguchi@haraguchi-law.com

原口総合法律事務所
所長 弁護士 原口 薫

2016年5月9日

国境を跨ぐ相続（1）

I. はじめに

国境を跨ぐ相続は国境を跨ぐ取引ほど注目されていない。しかし、国境を跨ぐ取引と同様、国境を跨ぐ相続にも複雑で多様な法律問題が内在している。とりわけ、大陸法を継受した我が国の相続法と、英米法とは大きく制度を異にし、明文の規定がなく、未解決の問題も少なくない。

一方で、日本と米国や英国の間の人の交流や国際結婚、離婚、相続は日常かつ恒常的に発生している。外務省の統計によれば、2014年10月1日現在、3か月以上の長期の海外在住は129万175人で、そのうち日本に帰国予定の長期滞在者のうち48%が北米または西欧に在住している。

今回は、日本人の方が英国に資産を残して亡くなった場合、子が英国の資産をどのようにして相続するのか、その過程でどのような問題に遭遇しうるのか、について説明する。以下は、実際にあった事例を簡略化したものである。

II. 事例

YK氏は1933年に日本で生まれ、1955年に大学を卒業し、K大学の研究者になった。1967年に結婚し、1968年に妻との間に子・DK氏が生まれた。1990年、YK氏はK大学の教授に就任し、それ以後研究生活を続けることになった。同氏は1998年に妻と離婚し、子とも別居することになった。

同氏は、2000年から2002年まで、英国のケンブリッジ大学で在外研究を行った。同大学で同氏をサポートすることになった英国人S氏は、早くに父を亡くしていたため、YK氏を父と慕うようになり、YK氏も、日本に残した息子の代わりにと、S氏をかわいがるようになった。

YK氏は、2004年にK大学を定年退職し、同年9月、ケンブリッジ大学の郊外で、S氏が家族と住んでいるエリー市に庭付きの築10年の一軒家を購入し、残りの全資産を英国のパークレイズ銀行に預金し、家の管理をS氏に委託して帰国した。帰国後一月余りを経過した2004年10月4日、YK氏は突然脳溢血で亡くなった。

警察からの知らせで、YK氏の死亡を知ったDK氏はしばらく英国の遺産の存在を知らなかった。しかし、いつまでもYK氏が英国に戻らないことを心配したS氏からの手紙で、YK氏の遺産が英国に存在していることを知った。そこで、商社に勤務する知人を通じて、エリー市の弁護士など、何名かの弁護士に遺産の相続を依頼するが、言葉の問題や法律の問題などで、結局遺産を相続することができなかった。

このようにDK氏の遺産相続が難航したので、2006年8月、DK氏の母が英国大使館を通じて私に連絡をしてきた。国際相続を多数受任しており、経験が豊富であるということで、当事務所がYK氏の海外資産の相続を受任することになった。

Ⅲ. 英国の遺産相続

1. はじめに

YK氏の英国の資産は大別して、土地付きの家（英国では、土地と建物は同一の不動産である）と預金である。

YK氏の英国の資産がいかにかDK氏に相続されるかについては、日本からYK氏の相続を見る場合と、英国からYK氏の相続、ないしは、YK氏の遺産を見る場合で、法律的な見方がかなり異なる。

言うまでもなく、日本法上では、相続は被相続人の死亡によって開始し（民法882条）、相続財産は全て相続人に帰属する（民法896条本文）。遺産はいわばレーのバトンのように、先祖から子孫に承継されてゆく。

これに対して、英国法によれば、遺産は被相続人の人格代表者によって管理され、遺産によって債務を弁済したのちの残余財産だけが相続人に分配される。債務超過の場合、相続人は自己の固有財産から被相続人の債務を弁済する責任を負わない¹。

英国法の下では、遺言がある場合は遺言執行者（Executor）が、無遺言相続の場合は、裁判所が選任する選定管理人（Administrator）が、それぞれ被相続人の人格代表者（Personal Representative）となる。

無遺言相続の場合、誰が選定管理人になるかについて、英国法上明確な規定はなく、裁判所が適切な者（Proper Person）を選定管理人に選定する。本件のように、DK氏が、被相続人の子であり、日本法上唯一の相続人である場合、DK氏が適切な者に該当する。

それでは本件のように、日本人のYK氏が英国に不動産や預金を残して死亡した場合、日本法と英国法のいずれの国の法律に基づいて、相続を考えるべきであろうか。

¹ 木棚照一「国際相続法の研究」（有斐閣、1995年）236頁以下

2. 渉外的私法関係

この問題について法律的にみると、渉外的私法関係の準拠法の問題となる。

すなわち、当事者の国籍や目的物の所在地など、法律関係を構成する要素が複数の国に跨る場合、その問題を処理する裁判所からみて、法律関係を構成する要素のうちの少なくとも一つが外国に関係する場合を渉外的法律関係という。このように複数の国に跨る法律問題について、どの国の法律を選べばよいかを選択する基準となる法律を、日本や大陸法上、国際私法（日本における厳密な名称は、「法の適用に関する通則法」（以下、「通則法」という））という。これに対して、英米法では抵触法（The Conflict of Laws）と呼ばれている。

もっとも各国の国際私法は、最終的にはその国の裁判所の法適用の基準となる法律を指定する役割を担うので、各国の国際私法はその国の裁判所が、法律問題についての管轄権を有する場合に初めて適用される。

この点は不動産が遺産を構成する場合、極めて重要である。というのは、不動産の所在地が英米法系の国である場合、その国の裁判所が専属的な裁判管轄権を持ち、他国の裁判所の判断を承認、執行しないからである。

そして、実際の遺産相続は、共同相続人間の争いになる場合が少なくなく、家事調停、家事審判、訴訟の中で共同相続人のうちの誰かが国際裁判管轄を否定して却下を求めるといった場面で争われることが多い。もっとも、本件事例のように単独相続でかつ裁判外での解決で手続が完了する場合でも、事実上国際裁判管轄の検討から始めるという実務上の運用になっている²。

したがって、このような渉外的法律関係を扱う場合には、①まずどこの国に国際裁判管轄が認められるか（必ずしも一つとは限らない）②国際裁判管轄を有する国の国際私法を適用した場合、どの国の法律が適用されることになるか③その法律を適用すると、どのような結果になるか、という思考順序を辿ることになる。

3. 国際裁判管轄

それでは、本件のように、遺産が英国にある場合、いずれの国際私法ないし抵触法を適用して解決を図るべきであろうか、前提となる国際裁判管轄の有無が問題になる。

主権国家が併存する現在において、全世界の裁判所が採用する統一国際私法ないし抵触法は存在しない。各国の裁判所が各国の国内法である国際私法ないし抵触法を用いて裁判を行う。したがって、このような国際民事上の法律問題が発生した場合、いずれの国の裁判所で裁判が行われるか、である。これを国際裁判管轄の問題という。そして、この国際裁判管轄自体が各国の裁判所の判断の準則であり、各国毎に異なっている。

² 日本では相続については、遺言が優先し、遺言がない場合には民法の定める法定相続分で相続することになる（民法 907 条 1 項）。遺産は、共同相続人がいる場合には共有に属し、かかる共有状態を解消するために遺産分割が行われる。遺産分割の手続には、相続人の協議で分割する協議分割、協議が調わないときやできないときに用いられる審判による分割（民法 907 条 2 項、審判分割）がある。また、審判前に調停をなすから、調停による分割（調停分割）もある。

我が国の民事訴訟法上、不動産が国内に存在する場合または相続人の住所が国内にある場合の相続権に関する訴えについては、日本の裁判所に管轄権がある（民事訴訟法3条の2～12第11号～13号）。しかし、本件のように、不動産が英国に存在する場合に、日本の裁判所が相続、たとえば遺産分割に関して管轄権を有するか否かについて我が国の民事訴訟法上明文の定めはない。この点について、参考となるのは旧法の多数説である。旧法の下で多数説は、被相続人の最後の住所地が日本である限り、日本の裁判所が裁判管轄権を有するとしていた³。この多数説によると、本件のように被相続人が一時帰国中に亡くなったような場合、日本の国際私法（通則法）を用いて判断をすることになる。日本の国際私法上、相続の準拠法は、被相続人の死亡時の国籍法（通則法36条）であり、本件でいえば、YK氏の死亡時の国籍法である日本法が準拠法になる。日本の民法によれば、YK氏の英国の不動産の所有権も、YK氏の死亡時から当然にDK氏に帰属することになる（民法882条、896条本文）。

しかし、我が国において、英国の不動産の所有権を公示する登記制度は存在しないし、我が国の裁判の効力も、我が国の主権の及ぶ範囲においてしか、効力を有しない。仮に我が国の裁判所が英国の不動産について、我が国の法律（民法）に基づいて、YK氏の死亡時から、DK氏に当然に所有権が帰属する、換言すれば、英国における不動産の管理、清算制度など認めないと判断したところで、そのような判断が英国における不動産を拘束するものではない。たしかに、外国判決の承認制度は各国において存在するが、英国の制度と根本から制度を異にする日本の裁判所の判断を、英国の裁判所が承認することも考えられない⁴。

以上から、少なくとも英国の不動産が相続財産である限り、日本の裁判所が裁判管轄権を有するという多数説を採用することは、実務上困難と言わざるを得ない。

他方、英国の国際民事訴訟法上、不動産については、その不動産が英国に存在する場合は英国の裁判所が排他的な管轄権⁵、動産（預金）については、無遺言の被相続人の最後の住所地国の裁判所が管轄権を有し、英国の裁判所はかかる国の裁判所の判断に拘束される⁶。本件においていえば、YK氏の遺産のうち、英国に所在する不動産については英国の裁判所が排他的な管轄権を有し、預金については、YK氏が死亡した際に日本に住所を有していたので、日本の裁判所が管轄権を有し、日本の裁判所の判断に英国の裁判所が拘束されることになる。

このように両国の国際裁判管轄についての規定を比較検討すると、結局、英国に所在する不動産に関する限り、英国の裁判所が事実上排他的な管轄権を有し、動産に関する限りは、日本の裁判所が管轄権を有すると解さざるを得ない。

³ 野田・前掲42頁

⁴ 最高裁判所事務総局編「涉外家事事件執務提要（下）」（法曹会、1992年）60頁

⁵ Dicey前掲・1134頁

⁶ Dicey前掲・1234頁

4. 国際私法

英国に所在する不動産については英国の裁判所に排他的な国際裁判管轄が、動産については日本の裁判所に国際裁判管轄が認められるとすると、遺産のうち、不動産については英国の国際私法、動産については日本の国際私法が適用される。

英国の抵触法によれば、不動産の（無遺言）相続の準拠法は不動産の所在地法によるとされている⁷。本件において、YK氏は遺言無くして死亡しているので、不動産については英国法が適用される。

これに対して、預金については我が国の国際私法が適用され、我が国の国際私法（通則法）上、「相続は、被相続人の本国法による」（通則法 36 条）、すなわち、被相続人の死亡時の国籍法による⁸。本件において YK 氏は死亡時に日本国籍を保有していたので、YK 氏の死亡について、我が国の国際私法によれば、日本法、すなわち日本の民法によって解決されることになる。

5. 小括

以上をまとめると、今回の事件は、不動産については英国法、預金については日本の民法による最終的な解決がなされることになる。

もっとも、適用される国の法律が決定した次の段階として、それを具体的に実現するための手続の遂行に大きな困難がある。

当該不動産や預金がイギリスに存在する以上、イギリスの法制度に強く関連する形で手続は進行されるからである。そのような困難を伴う一連の手続について、次に紹介することにする。

IV. 英国における不動産の相続手続

1. はじめに

英国法によれば、遺産は人格代表者によって、換価処分され、債務を弁済したのちの残余財産だけが、相続人に分配される。

この手続は裁判所が選任する選定管理人（Administrator）が、被相続人の人格代表者（Personal Representative）となる。しかし、英国法上、誰が選定管理人になるかについて明確な規定はなく、裁判所が適切な者（Proper Person）を選定管理人に選定する⁹とされている。

本件のように DK 氏が、被相続人の子であり、日本法上唯一の相続人である場合、DK 氏が適切な者に該当する¹⁰。

⁷ Dicey, Morris and Collins on The Conflict of Laws, 14th edition, (Sweet & Maxwell, 2006). 1236-1239

⁸ 櫻田嘉章・道垣内正人編「注釈国際私法」第 2 巻（有斐閣、2011 年）210 頁

⁹ Dicey・前掲 1216-1217 頁

¹⁰ ちなみに、動産の（無遺言）相続については、英国の裁判所が採用する抵触法によれば、被相続人の死亡時の住所地（ドミサイル）法による。先述のように、英国法上の動産には、銀行に預けた金銭も含まれる（日本法上、銀行に預けた金銭は、銀行の所有に帰するので、預金者は銀行に対する預金債権を有するに過ぎないのとは対照的である）。ここに

国際裁判管轄上も英国の抵触法上も、英国の預金の相続は日本の裁判所の用いる国際私法上法、YK氏の国籍である日本法（通則法36条）、すなわち、日本の民法により、YK氏の死亡と同時に、DK氏に帰属することになる（民882条、896条本文）。

2. 英国の遺産の相続の手続の開始

以上を踏まえて、DK氏の代理人としては、不動産については、英国の裁判所に対して、DK氏を遺産管理人に選任する手続をし、遺産管理人としてのDK氏を代理して、不動産の換価処分、債務の弁済、余剰財産の分配をしてもらうための英国の弁護士を選任すると同時に、預金の払い戻しのために、英国の銀行と交渉をする必要がある。そこで、DK氏を代理して、S氏に照会をしたところ、YK氏の土地付きの建物はエリー市に所在し、S氏が管理をしていること、預金はエリー市の銀行（パークレイズ銀行）に預託されているとのことであった。

私は以前にロンドンの大手法律事務所で勤務をしたことがあり、その後、その事務所の共同経営者として、何度もロンドンに行っていたこともあり、ロンドンには知り合いが多い。しかし、ロンドンから電車で1時間余りのケンブリッジ大学周辺はもとより、ケンブリッジ近郊のエリー市に弁護士の知り合いはなかった。電話やメールだけで知らない人をDK氏の代理人に選任するのも無責任であるし、YK氏の不動産を管理しているS氏と漫談をして、YK氏の不動産の管理状況も確認する必要があると考えた。

V. 英国弾丸出張

当時私は40件余りの訴訟（中には訴額20億円で最高裁まで争われた案件もあった）を抱えており、法廷の期日が立て込んでいた。そこで、2006年9月の連休を利用して英国2泊3日の弾丸出張を敢行することとした。

事前に、DK氏が依頼していたエリー市の弁護士、ロンドンの知り合いを通じて紹介してもらったエリー市の弁護士、及びS氏に連絡をして、S氏がボランティアで2年間にわたり管理をしているという故YK氏の家も見せてもらうことにした。

英国に到着後、翌朝からエリー市に向い、3人の弁護士と2人の不動産業者に会った。しかし、いずれも、上記のような国境を跨ぐ相続に関する専門的知識が乏しく、日本人の英国資産の相続問題を取り扱った経験もなかった。そこでロンドンに戻り、知人に、相続に詳しい弁護士を紹介してもらった。その弁護士に、相続終了までの所要期間・時間を尋ねたが、不動産の売却には時間がかかるというだけで、期間も時間も明示してもらえなかった。また、外国の依頼者であることを理由に、報酬は時給計算によることと、及び100万

いわゆるドミサイルとは、恒久的な家（Permanent Home）の所在地を指し、特定の国に居住し、直ちに移住する意思を有していないものは、特段の事情がない限り、その国にドミサイルを有するとされる（Dicey・前掲同頁）。したがって、日本法の意味における被相続人の住所地をもって被相続人のドミサイルと言っても過言ではない。

円ほどの報酬及び経費の預り金を要求された。国際電話で DK 氏と協議の上、私がクレジットカードで立て替えて支払った。

翌日、S 氏と会い、YK 氏の不動産と預金のあるパークレイズ銀行の支店を案内してもらった。YK 氏の庭付きの家は、築 10 年と聞いていたが、驚くほどきれいだった。S 氏に聞くと、毎週外観をチェックして、泥棒が入っていないかなどを確認するとともに、2 週間に 1 度は掃除をし、1 カ月に 1 度は芝刈りもしていたという。亡くなってから、2 年間も、である。S 氏、ひいては英国人の懐の深さに感じ入った。

VI. 帰国後の手続

1. 不動産の相続について

不動産の相続については、英国の弁護士を通じて、英国の裁判所に、DK 氏を YK 氏の遺産管理人に選任してもらうとともに、遺産管理人としての DK 氏を代理して、英国の不動産の換価、処分をし、YK 氏の債務を弁済し、残余財産を日本に送金してもらう必要がある。また、英国の弁護士からは、2004 年 10 月の YK 氏の死亡当時、YK 氏の相続人は DK 氏だけであること等についての、私の法律意見の表明が求められた。加えて、YK 氏の死亡証明書の提出も求められたが、我が国では死亡証明書が存在しないと述べたところ、この点についても、私の法律意見の表明が求められた。そこで、DK 氏の戸籍謄本などを通じて、YK 氏の死亡時期や DK 氏が唯一の相続人であることを確認したうえ、英国の法律に精通する公証人のおられる公証人役場に赴き、DK 氏の委任状と私の宣誓供述書を作成の上、英国の弁護士に送付した。

しばらくして、英国の弁護士から、不動産が 250,000 ポンド余り（当時の為替相場は 1 ポンド 200 円であるので、日本円 5000 万円余り）で売却でき、債務や経費を差し引いて、4000 万円を送金する予定であるという連絡があった。当時の英国の相続税法上、相続財産が 263,000 ポンド（当時 1 ポンド=200 円であるので、5,260 万円）までは相続税はかからなかったもので、全額が送金されるということであった。

2. 預金の相続について

S 氏から紹介されたパークレイズ銀行に連絡をしたところ、YK 氏の預金は確かに存在するが、かなり複雑なので、時間が欲しいとのことであった。帰国後、何カ月も経って、驚くべき事実が判明した。パークレイズ銀行からの報告によれば、いったんパークレイズ銀行のエリー支店に預託された預金は、その後 YK 氏によってパークレイズ銀行のジャージー島支店に送金されており、その金額が 450,000 ポンド（当時の換算レート、1 ポンド=200 円で、9000 万円）にものぼるというのである。

3. ジャージー島の預金について

ジャージー島とは、イギリス本土から 160 キロ、フランス沖から 16 キロくらい離れた、英国チャネル湾に浮かぶ面積 116 平方キロメートル、人口 8,500 人位の小さな島である。ジャージー島は、1066 年にノルマンディ公ウィリアムが、ノルマンディ公国の国王兼イギリスの国王となった際にノルマンディ公国の支配下に置かれた。以来、ジャージー島の島民は英国王に対する強い帰属意識を有し、1204 年英国王兼ノルマンディ公国王ジョンがフランスに屈した際も、フランスの領土となることを拒絶し、英国王に忠誠を誓った。その後、何度もフランスに侵略をうけたので、ジャージー島は 1341 年に独立の政府を擁立し、以後英国王室属領となっている。

このような歴史から、ジャージー島は、英国（連合王国）には含まれず、独立した法体系を有し、英国の高額の相続税などが課されることのない、タックスヘイブンとして、現在ではオフショア・金融センターの一つとなっている。

YK 氏が、英国の預金をジャージー島に移したのも、英国の相続税の回避などの税金対策上からではないかと思われる。

4. ジャージー島の預金の相続

上記のように、ジャージー島は英国王室属領として、英国の法制度と独立している。そこで、バークレイズ銀行から紹介されたジャージー島の弁護士に連絡を取り、YK 氏が 2004 年に死亡し、その際に DK 氏が唯一の相続人であることなどを記載した宣誓供述書を送付し、ジャージー島の預金の払い戻し手続きをすることにした。

5. 英国における税務申告の修正依頼

バークレイズ銀行から上記日本円で 9000 万円もの資金が、ジャージー島のバークレイズ銀行に送金されているという連絡があつてしばらくして、英国の国税庁にあたる機関から通知を受けた英国の弁護士から、ジャージー島の預金が英国の遺産に組み込まれる場合、英国の相続税の基礎控除額を超えるため、結果として約 9000 万円の課税資産総額の 40%、約 3600 万円もの相続税が課されることになった、との連絡があつた。

確かに英国としては、預金を英国からタックスヘイブン（相続税など存在しない）であるジャージー島に移転されたからと言って、3000 万円以上もの相続税を徴収できないのは面白くないのであろう。しかし、上記のようにジャージー島は英国王室属領であるにしても、英国の一部ではない。また、英国人が英国の資産を相続税対策で、ジャージー島に移転した後に死亡した場合に、相続税がかからないのに、日本人が英国資産を相続税対策で、ジャージー島に移転した場合にのみ、相続税が課せられるのは不公平である。

このような理由から英国弁護士を通じて、英国の税務当局と掛け合い、相続税などを回避した。

6. 日本における相続税

結果として、英国及びジャージー島から、併せて1億3000万円余りの資産を回収した。しかし、日本の相続税の問題が残っていた。

DK氏は、YK氏の死亡当時、日本に住所を有していたので、日本の相続税の納税義務者となり、相続により取得した財産は内外の別を問わず、すべての財産が相続税の対象となる。そして、DK氏はYK氏の唯一の相続人であり、当時の我が国の相続税法上、基礎控除が6,000万円だったので、相続財産から6,000万円を控除した金額が相続税の対象となる。

仮に、英国及びジャージー島におけるYK氏の相続財産の総額を日本円で1億3000万円にもものぼるとすると、基礎控除額が6000万円を控除した、課税資産総額は7000万円になり、税率は課税資産が5000万円以上1億円未満の場合30%、控除額が700万円だったので、相続税額が1400万円にもものぼることが判明した。

さらに、YK氏の死亡後10カ月を経過しているため、不申告課税が課されることになり、その税率は自己申告の場合は5%、税務署からの指摘による場合は15%に上るので、自己申告を余儀なくされた。当事務所の顧問の税理士とも相談のうえ、DK氏には自己申告で5%の70万円を支払っていただくこととした。

Ⅶ. おわりに

以上のように、英国に資産を有する日本人が、日本において無遺言で、子一人を残して死亡したという、国境を跨ぐ相続においてはもっとも単純な事例においても、上記に述べるように、法律上、実務上、いろいろな問題が発生する。今回は、YK氏のことを父親のように慕っていたS氏がいてくれたことから、YK氏の不動産の価値が下がることもなく、また、遺産が英国のパークレイズ銀行を通じて、ジャージー島のパークレイズ銀行に送金されていることも判明した。仮にS氏がいなければ、不動産の価値は大幅に下落し、9000万円もの預金も発見することができなかったかもしれない。また、英国の弁護士でも、英国の地方の弁護士は必ずしも、国境を跨ぐ相続問題に精通しておらず、英国の税務当局も、日本人に対して必ずしも公平な租税徴収を行うとは限らない。

このように、**国境を跨ぐ相続が生じた場合、不動産と動産（預金）は法律上、異なった取扱いを受けうること、とりわけ、不動産の所在地が英国ないし英国の旧植民地（米国、カナダ、オーストラリア、ニュージーランド、インド、香港、シンガポール）に存在する場合には、その国の法律に従って、その国の税金も含めた債務を全て支払い終わってからでなければ、相続財産の分配を受けることができないこと、そのような不動産の管理、清算と残余財産の分配の手続には、国際的な法律や税務に精通した現地の専門家との綿密な交渉が必要になる**、ということをご理解いただきたい。

そして、このような作業を日本と英国で行うには、当事務所のような国際税務の専門家の法的、税務的助言を得ながら進めてゆくことが非常に重要であることもご理解いただけ

れば幸いである。

今回は紙面の都合上、国境を跨ぐ相続の重要論点を全て述べることはできなかった。時機を見て、遺言のある場合、共同相続人間で争いがある場合、外国人が日本に資産を残して死亡した場合などについても、順次ご紹介したい。

以 上